第６章 保護に係る諸手続き

文化財保護法及び関係法令に基づき、旧校舎の保存活用に必要となる諸手続きについて、以下にまとめた。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、文化庁及び三重県教育委員会と協議を行う。

１． 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号)、同法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成８年文部省令第 29 号）に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

（1）届出が必要なもの

区分	運用の方針	届出期限
滅失	水害による流失や火災による消失など、登録文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から 10 日以内
き損	登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合。	き損の事実を知った日から 10 日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観の範囲の４分の１を超えて変更する場合。	現状変更しようとする日の 30 日前まで
所有者の変更		変更した日から 20 日以内
管理責任者の選任・変更	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から 20 日以内（所有者と管理責任者との連署）
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更		変更した日から 20 日以内
登録の抹消	重要文化財に指定された場合。 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合。 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。 その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから 30 日以内に登録証を返付

（2）届出を必要としないもの

区分	運用の方針
維持の措置	登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の４分の１以下である場合。 き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のために必要な応急措置	
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置	

※維持の設置：窓ガラスや雨樋の取り替えといった維持管理のための小規模な修繕。

（3）届出の流れ

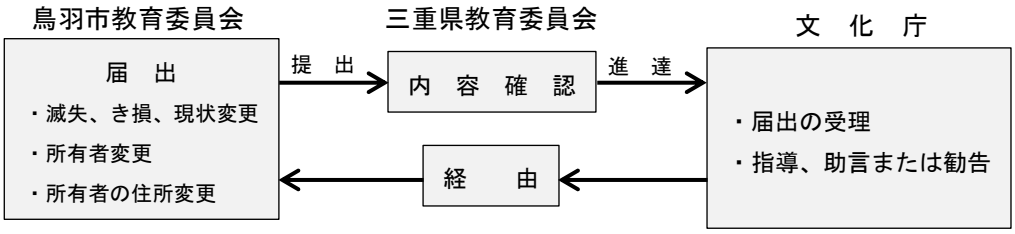

２．　その他の諸手続き

旧校舎は、史跡指定範囲内に建つので、三重県文化財保護条例「第５章三重県指定史跡名勝天然記念物」により次の手続きが必要となる。

（1）現状変更等の制限（三重県文化財保護条例第三十九条抜粋）

県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、三重県教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。